

救済・召還をめぐる国府の中国人留日学生政策の迷走

——中華民国外交部・教育部档案を手がかりに

王雪萍

はじめに

一九四五年の日本の敗戦が日中両国民に大きな影響を与える出来事であつたことは言うまでもない。特に、敗戦當時、相手国に住んでいた人には、想像を絶する変化がもたらされた。八月十五日の日本には、数多くの中国大陸出身の留学生、華僑、捕虜、労働者が滞在していただけではなく、日本の植民地であつた台湾から日本人の立場で来日した台湾人も少なくなかつた。戦争終結時点で日本に滞在していた中国大陸及び台湾出身の華僑の人数を正確に把握した統計データは確認されていない。ただし、GHQ（連合国最高司令官総司令部）の送還データなどから、おおよその規模を推定することは可能である。同資料によると、戦後少なくとも八万五六九二人の中国人（台湾人を含む）が日本に滞在していたが、一九四五年から一九四八年までの間に、六万五八八五人の中国人が帰国した^{〔1〕}。また、陳來幸の

調査によれば、一九四八年三月までに中華民国駐日代表団（以下・駐日代表団）に登録した在日中国人三万三一四八人の内、大陸出身者が一万九七一五人、台湾出身者は一万三四三三人であつた。⁽²⁾ いずれの調査結果においても、戦後の在日中国人社会が数万人の規模を維持していたことがわかる。

植民地台湾出身の在日華僑の場合、戦時中は日本人として生きてきたにもかかわらず、終戦で台湾が中華民国に復帰したことに伴い、在日台湾人は日本人としての身分を喪失し、中華民国の国民としての国籍回復という過程をたどつた。他方、戦後在日中国人社会には、中国大陆から来た労働者や戦争捕虜として日本に連れてこられた元中国軍人も多数いた。彼らは日本に生活基盤がなく、日本の敗戦で働く場所を失つて生活困窮に陥つたことから、いち早くGHQによる外国人本国送還船での帰国を選んだ。⁽³⁾ ゆえに、中国人捕虜、労働者の送還が一段落した時点で日本にいた中国人は、主として留学生と華僑であつた。華僑の場合、戦前から数世代に亘つて日本で生計を立て、一定の生活基盤を有する人が多かつた。半面、戦後なお日本に滯在していた中国人留学生⁽⁴⁾は、戦時に勉学のため来日した人が多く、また台湾、満洲国、汪精衛政権などの植民地政府や日本の傀儡政権から派遣された人も少なくなかつた。しかし、日本の敗戦によつて、彼らの生活源である派遣政府が崩壊するとともに、また日中両国間の送金停止で家族からの援助も得られなくなつたため、彼らの多くはたちまち生活難に直面した。⁽⁵⁾

終戦後の日本はGHQの占領下で経済、社会の混乱が続いた。そうしたなか、留日学生は自分の利益を守るため、戦後各地で中国大陆及び台湾出身の留日学生団体を数多く組織した。留日学生団体について、当初は大陸系、台湾系と別々に設立され、それぞれが勢力を拡大していく。しかし、一九四五年末から一九四六年春にかけての短期間のうちに、大陸系及び台湾系の留日学生団体の統合が一気に進んだ。一九四六年五月二十二日の日本全国の大陸系及び台湾系留学生の統一団体「中華民国留日同学総会」（以下・同学総会）の設立は、その象徴的な出来事であつた。⁽⁶⁾ 当然な

がら、日本全国における大陸系と台湾系の留日学生団体の統合過程は同学総会発足後も続いたが、ひとまず一九四六年春に全国レベルの中国人留日学生団体の統合にこぎつけたことは意義深い。その後、同学総会の機関紙として『中國留日学生報』⁽⁷⁾（以下・『学生報』）が刊行され、中国関係情報や留日学生の動向などを報道した。日本全国に滞在していた留日学生だけではなく、一部の華僑子弟である華僑学生にも配布されたため、『学生報』は留日学生のみならず、在日華僑にも影響力を持つ新聞へと発展した。やがて、『学生報』の存在はGHQや駐日代表団に注目され、さらには中華人民共和国政府にも認識されるようになつた。⁽⁸⁾

同学総会は、留日学生の生活救済をめぐつてGHQ、日本政府、駐日代表団と交渉することが主たる任務であつた。⁽⁹⁾とくに、終戦直後から一九四六年までの間、中華民国の国民になつていた留日学生は連合国民としての特別配給を受けられたため、同学総会とその「下部組織」である各地の同学会は、特別配給の受領及び分配目的の機関としての役目も果たした。また、同学総会は、成立大会で駐日代表団代表の謝南光が出席し、駐日代表団を代表して祝辞を述べたことからも、中華民国政府（以下・国府）の駐日代表機関としての性質を持つ駐日代表団と密接な関係を有していたと考えられる。⁽¹⁰⁾

しかしながら、戦後留日学生と国府の関係について分析した既存研究は、筆者の知る限り、川島真の研究⁽¹¹⁾を除けば皆無に近い。その理由について、以下の三点が挙げられる。

(1)長年、一九四五年の終戦が近代史研究における境界線として定着しており、一九四五年八月十五日の終戦までの中国人留日学生に関するこれまでの数多くの研究成果は、歴史研究者によつて公刊されてきた。⁽¹²⁾これに対しても、戦後の中国人留日学生に関する研究は現代中国研究の範疇とされ、教育学、政治学、文化人類学をとり入れつつも、一九七八年の改革・開放後以降の中国人留学生の動向に集中している。⁽¹³⁾

しかし近年、台湾と中国大陆の教育部及び外交部の留学生関連档案の公開と史料集の公刊が進み、プランゲ文庫の整理や日本の国会図書館などでの全面公開もあって、歴史学の手法で終戦直後から一九五〇年代にかけての中国人留日学生関連の研究が可能となつた。戦後初期の留日学生と国府の関係についての研究として、上述の川島真の論文¹⁴が最も詳しい。川島は中華民国教育部と外交部の档案及び同学総会の機關紙である『学生報』に基づき、留日学生と国府の関係を概説した。とくに、国府の留日学生に対する「浄化」政策が留日学生の心理に与えた影響を分析し、国府の政策と留日学生組織、学生たちの思想変容との関係性を分析した貴重な論考である。ただし、その分析は国府と学生の双方の視点からの概論に留まつており、国府と留日学生の関係は掘り下げて論じられなかつた。

田遠の研究¹⁵では、当時の留日学生を取り巻く政治環境の背景として駐日代表団の設立について少し触れたものの、田論文は『学生報』の記事を中心に分析したためか、国府と留日学生の関係解明にはさほど関心を払わなかつた。楊子震の論考¹⁶は、駐日代表団の設立から撤廃されるまでの経緯、組織、業務内容及び成果を分析し、駐日代表団研究の空白を埋めたと言える。しかし、駐日代表団の全体像を追求するあまり、留日学生の問題を含めた個別事例に対する分析はほとんど行われなかつた。筆者も、留日学生の救済金に関する論文¹⁷でこの問題をとりあげているが、一九四八年以降の救済金をめぐる同学総会と駐日代表団の関係の一側面しか述べておらず、戦後初期の国府の留日学生政策の全体像を示すにはほど遠い。

なお、戦後初期の留日学生と日本政府の関係について、田中剛¹⁸は日本の外務省文書を主な史料として分析し、筆者¹⁹は建国後の中華人民共和国政府と留日学生の関係についても論じている。

(2) 同学総会を結集軸とする留日学生は、戦後の一時期総じて左傾化し、多くの台湾学生を含む留日学生が中国大陆へ帰国したことから、戦後中国人留日学生の問題に対する台湾側研究者の関心は低い。中華民国外交部と教育部

の档案（文書・史料）など、数多くの史料が公開されているのにもかかわらず、台湾での研究はそれほど進んでいなかつた。対照的に、戦後の在日台湾人華僑及び留学生に関する研究は活発であつた。その主なものとして、陳来幸⁽²⁰⁾、許淑真⁽²¹⁾、何義麟⁽²²⁾、楊子震⁽²³⁾、許瓊丰⁽²⁴⁾の論文が挙げられる。

(3) 同学総会の関係者の多くは親中国共産党（以下・中共）の立場から、日本で華僑運動に従事するか、中國大陸に帰国したこともあつて、国府との関係を語りたがらなかつた。結果、多くの同学総会メンバーの回想録における同学総会に関する記述では、国府に関連した内容に触れない、あるいは国府と対立した部分のみを強調する傾向が見られる⁽²⁵⁾。

そこで本稿では、台湾の国史館と中央研究院近代史研究所档案館に保存されている中華民国外交部と教育部の関連档案を史料に、終戦直後における留学生と国府の関係を解明することを目指す。

一 戦後留学生の境遇

一九三七日の日中戦争勃発後、日本で留学していた中国人留学生の大半が帰国した。川島真の調査によれば、当時留学生監督処に登録していた四五〇名の留学生のうち、帰国情費十五円を受け取つて帰国した者は二〇〇名であつた。帰国した留学生の中には再来日を試みた者もいたようであるが、彼らは「抗日主導者」と日本から疑念を持たれ、中華民国新政府か地方治安維持会からの推薦書や日本の在華公館の証明書がないと、再来日は困難となつた。再来日した留学生はもはや国府ではなく、対日協力政権からの派遣として待遇された⁽²⁶⁾。その後一九四五年までに新たに来日した中国人留学生も中国各地の対日協力政権管轄地域の公費及び私費留学生であつたため、対日協力政権関係

者あるいは彼らの親類、関係者の可能性が高いと推測できる。もちろん、台湾から来日した学生は、この範疇に含まれなかつた。日華学会の統計によれば、一九三八年から一九四四年までの在日中国人留学生（満州国を含まず）は常に一〇〇〇人～一五〇〇人の規模を保つていたといふ。⁽²⁾

しかし、空襲の激化に伴い多くの留日学生は帰国し、一部の留日学生は強制的に疎開させられた。一九四六年五月に駐日代表団から教育部に送付した「留日学生の概況」という報告書は、一九四五年から一九四六年三月までの留日学生の状況について以下のように説明している。

「一九四五年四月、強制疎開の結果、偽寧（汪精衛政権を指す）地域の学生は五百名前後になり、偽滿洲国の学生は百名前後で、蒙疆政権の学生は五、六十名前後である。今日の数とそれほど大きく違わない。現在、台湾籍学生以外、各省留学生総数は四五六名である。台湾籍学生について、台湾学生聯盟の報告によれば、七六五名である。合計で現在留日学生総数は一二二一人である。

抗日戦争中、自費生以外の留日学生の学費の出所は約四種類である。一、日本政府及び傀儡組織（政権）の双方、二、傀儡組織のみ、三、在中国の日本軍政機関から、四、中国の教育及び社会機関。

日本の投降後、中日両国間の銀行送金が断絶したため、学生たちは自ら日本政府外務省と交渉した結果、日本側は政府給費以外の大学以上の学校に在籍する官公私費生に、一人毎日二百円、高等専門以上の者に百八十円を給付し、それを「貸金」と略称した。官費生について、日本政府がもともと負担していた部分以外に、学費補足分として大学生に二百円、高専生に百八十円を給付し、それも「貸金」と呼ぶ。昨年秋以来、物価が高騰し、本年一月、学生たちはまた日本側と第二回目の交渉を行い、結果として、官公私費を問わず、また大学、高専の区

別なく、一人毎月五百円を一律で給付し、貸金と官費の区別計算方法は、従来の決まりに従う。台湾籍以外の学生は、一律に上述の規定に従い、費用を受け取る。台湾籍学生については、日本の外務省ではなく、厚生省から受け取り、毎月一人百五十円を受領できる」。⁽²⁸⁾

右の報告から分かるように、終戦直後、中國大陸と台灣の留日学生は元の派遣機関や祖国の家族からの送金は途絶えたものの、敗戦後から一九四六年一月にかけて、日本での勉強や生活資金を確保するため、留日学生たちは自ら日本政府と交渉し、学費と生活補助金を獲得しただけではなく、物価の上昇に対応するための追加交渉も行つた。このように、滿洲國、蒙疆政權、汪精衛政權の留学生はいち早く、一括りの中華民国の留日学生として活動し、認識されていた。ただし、台灣籍学生については、彼らと明らかな待遇の違いがあつた。それは、日本の植民地台灣の華僑は戰後中華民国の「戰勝國民」として認められず、GHQに「解放國民」として認定されたことと関係している。⁽²⁹⁾ 戰争終了直後は送金途絶による一時的な混乱があつたものの、自らの活動によつて、大陸系及び台灣系の留日学生全員をカバーしたものではないにせよ、日本政府（外務省、厚生省）による補助金を受領できるようになつたのである。

ところで、戦後の留日学生の人数については、調査時期及び調査機関によつて、大きな違いが見られる。上述の報告書は、駐日代表団による一九四六年五月時点の人数統計である。これとは別に、一九四六年二月四日に中華民国留日学生同学会が作成し、国府教育部に提出した「中華民国留日学生調査統計表」と、一九四七年七月七日に南京国府に届いた駐日代表団が国府僑務委員会と教育部に送付した「留日学生人数分布統計表」があるが、これを表1と表2にまとめた。表1を見ると、一九四六年二月当時の東京留日同学会の統計には台灣籍学生は含まれていないし、中国東部の沿海地域出身の学生が多いことを指摘できる。表2を見ると、留日学生は日本全国の二二の都道府県に滞在し

【表1】中華民国留日学生調査統計表

	本籍統計	年齢統計	
1	広東省	78名	15歳 1名
2	河北省	76名	16歳 0名
3	遼寧省	43名	17歳 2名
4	福建省	36名	18歳 5名
5	江蘇省	29名	19歳 11名
6	山東省	24名	20歳 21名
7	察哈爾省	18名	21歳 39名
8	湖北省	16名	22歳 54名
9	浙江省	13名	23歳 54名
10	綏遠省	8名	24歳 59名
11	山西省	8名	25歳 51名
12	吉林省	6名	26歳 42名
13	黒龍江省	5名	27歳 24名
14	江西省	4名	28歳 13名
15	熱河省	4名	29歳 9名
16	四川省	3名	30歳 6名
17	安徽省	3名	31歳 2名
18	湖南省	1名	32歳 0名
19	河南省	1名	33歳 0名
20	雲南省	1名	34歳 2名
21	貴州省	1名	35歳 0名
22	蒙古省	1名	36歳 0名
23	其他省	18名	37歳 1名
			不明 1名
	合計	397名	平均 23.8歳

内訳 華僑子弟 41名 台湾僑胞 16名 偽政府（傀儡政権）、日本政府、各団体官公費生 268名 男 367名 女 30名

希望 迅速な帰国を希望する者 61名 卒業後の帰国を希望する者 298名 未定者 38名

編制責任者：中華民国留日学生東京同学会

作成日時：中華民国 35年（1946年）2月4日 制

出典：国史館所蔵中華民国外交部档案「留日學生」入蔵登録号 020000030933A、典蔵ファイル番号 020-010105-0033-0030a～0034a、1938年3月3日～1956年9月27日

【表2】留日学生人数分布統計表

地名	台省学生	其他各省学生	合計
東京	446	218	664
京都	52	103	155
神戸	25	7	32
宮城	10	15	25
岩手	11	18	29
群馬	1	0	1
東海	4	3	7
秋田	2	5	7
鳥取	1	10	11
北海道	2	9	11
福岡	1	4	5
山梨	9	0	9
大阪	36	1	37
新潟	8	1	9
岡山	2	0	2
奈良	0	8	8
山口	8	8	16
山形	4	4	8
千葉	1	12	13
北陸	0	7	7
鹿児島	1	0	1
長崎	0	1	1
全日本	台省学生	624名	合計 1058名
	其他各省	434名	

作成者：中華民国駐日代表団

作成時間：1947年5月末までの中華民国留日僑民登録データに基づき、作成

出典：国史館所蔵中華民国外交部档案「留日學生」入蔵登録号 020000030933A、典蔵ファイル番号 020-010105-0033-0071a～0072a、1938年3月3日～1956年9月27日

ていたが、一九四七年五月の時点で地方滞在者はごくわずかであり、関東と関西圏に集中していたことが分かる。

また、表1の一九四六年二月と一九四六年五月のデータを比較すると、留日学生の人数は外国人侨民の送還に伴う減少が見られず、むしろ増加傾向にあることが判明した。その理由として、以下の四点が考えられる。

(1) 中華民国留日学生東京同学会の統計は東京を中心に調査しており、地方の留日学生を十分把握できていなかったため、その後の調査で新たに判明した学生を追加した可能性が高い。

(2) 留日学生として登録されると、日本政府、GHQ、国府の補助金、救済金を受領できるようになるため、これまで各地の留日学生組織に登録していなかつた学生たちも、留日学生としての登録を行つた。

(3) 疎開した留日学生の一部は戦争終了後すぐには元の大学や居住地に戻らなかつたため、留日学生としてカウントされなかつたが、その後所属する学校に復帰したため、追加登録を行つた。

(4) 台湾籍の学生や華僑の子弟の華僑学生も、中華民国留日学生のための救済金、補助金を受領するため、もしくは戦勝国の優越感から中華民国の学生を代表する留日学生団体に登録した。

さらに、表2に示された一九四七年五月末時点の留日学生の人数、とくに台湾籍学生の人数の減少は、後述する留日学生の召還政策との関連性が推測される。

二 日本各地での留日学生団体の乱立と統合

上述の通り、留日学生は自ら日本政府と交渉し、学費・生活費の確保に向けて奔走し、出身地域、官公私費の区分や大学・高専の違いを問わず、広範囲の留日学生のために、「賃金」と呼ばれる生活補助金を獲得できた。一連の経

緯から、これらの交渉は個々人ではなく、組織的な活動によるものと考えるのが妥当であろう。

戦争中、日本には中国人留日学生団体として満州国出身留学生の組織であり、駐日満州国大使の監督を受けていた「満州國留日學生會」⁽³⁰⁾、蒙疆と日本政府を後ろ盾に組織された「在日本蒙古學生修養會」⁽³¹⁾、日華学会留学生教育部の指導の下で設立された「中華民国留日學生會」⁽³²⁾、抗日の学生団体としては「東亞青年抗日同盟」⁽³³⁾などが存在した。

しかし、戦後、中国大陸にあつた日本の傀儡政権や台湾の殖民地政府が崩壊し、日本が敗戦国となつたため、中国大陆及び台湾の留学生はそれまでの傀儡政権あるいは日本政府との関係の強い留学生団体とは無関係の新団体を設立し始めた。もっとも、戦後における中国人団体の組織化は、留日学生が始めたわけではなく、日本各地の華僑によって行われ、留日学生の活動はその一環と位置付けられた。⁽³⁴⁾

一九四五年八月の日本の敗戦後、台湾華僑による台湾同郷会の発足とともに、台湾出身の学生を統合する組織の設立が試みられ始めた。⁽³⁵⁾何義麟の研究によれば、戦前から台湾学生会は各地に存在しており、学生会同士、所属する個人同士のネットワークも存在していたという。戦後、台湾学生を束ねた組織を作る必要性は高まり、各校の台湾学生会の代表を集め、組織の統合について討論し、十月二十八日、東京女子大学の講堂で台湾学生聯盟の成立大会が開催された。聯盟の活動拠点は台湾人留日学生の寮である清華寮に置き、第一期代表委員会の委員長として羅豫龍が選出された。十一月十一日には、機関誌『龍舌蘭』の創刊号（月刊）を発行している。⁽³⁶⁾

他方、東京地域における中国大陆出身の留学生は、一九四五年末に「中華民国留日學生東京同學會」（以下、東京同学会）を設立した。⁽³⁷⁾東京同学会の発足後、北海道、盛岡、仙台、横浜、京都、大阪、神戸、福岡、長崎にも同学会が設立された。一九四六年一月、東京同学会は幹部の構成について、博定を代表に選ぶ一方、台湾学生聯盟から副代表を選ぶことを決定した。⁽³⁸⁾これが日本全国の大連系及び台湾系留学生団体の統合に向けた第一歩となつた。そして、東

京同学会を中心に、全国各地の大連系及び台灣系の同学会組織が共同で、中華民国留日同学總会（同学總会）を発足させた。一九四六年五月二十二日の同学總会の設立大会では、東京同学会の主席である博定を主席、台灣學生聯盟の委員長である羅豫龍を副主席に選出すると同時に、機關報『学生報』の発刊も決定された。同設立大会には駐日代表団第二組組長の謝南光も出席し、祝辭を述べている⁽³⁹⁾。

同学總会が設立された一九四六年五月は、駐日代表団の設置、中華民国留日華僑總会の成立とも時期が重なる。日本全国の大連及び台灣出身の学生団体を統合した同学總会の正式名称は「中華民国留日同学總会」であった。しかも、同年四月に日本全国の華僑団体を統合して設立された華僑団体の正式名称も「中華民国留日華僑總会」である。二つの統合団体の名称の類似性、そして「中華民国」という国名を冠していることから、留日学生及び留日華僑の日本全国の統合団体の設立に対する國府の関与があつたことは否めない。中華民国留日華僑總会に関する許淑真の研究によつて、こうした動きは國府、駐日代表団との関係性がある程度解明された⁽⁴⁰⁾。これに対し、同学總会に関する先行研究では、学生や華僑の取り組みに重点を置いて分析されたものの、國府との関係についてはほとんど言及されてこなかつた。一〇一四年春に田遠氏が提出した博士論文で、初めて同学總会の設立と在日華僑の関連業務を管轄するためには日本へ派遣された國府外交部情報司科長の劉增華との関係が分析された。田によれば、國府は留日華僑と留日学生の困窮状況を調査し、対処するために、一九四五年十二月に劉と他三名の事務職員の日本派遣を決定した。劉は翌年の一月十五日に重慶を出発、十八日には「G H Q連絡員」としても任命されている。劉が日本に到着して間もない一月二十八日には同学總会の発起人連席懇談会が開かれ、同学總会を設立するための準備会の開催、組織の名称と会章起草大綱を決めた。さらに、まだ正式に発足していないにもかかわらず、「中華民国留日学生同學總会」の名義で教育部に忠心を誓う書簡を送つたことから、同学總会の結成は劉增華の提案を受けてのものであり、同学總会は中国人

留日学生団体の中で唯一当時の国府に承認された団体として、留日学生の管理を担うようになったのではないかと田は推量している。⁽⁴¹⁾

ただし、同学総会の発足により、日本全国の大陸及び台湾の留日学生団体の統合作業が完了したわけではなく、東京の両岸学生組織の統合は一九四六年十一月まで先送りされ、さらに各地域の同学会の成立や両岸学生団体の統合は、それ以上に時間がかかった。これに関連して、何義麟は、各地域の同学会は同学総会と必ずしも厳格な上下関係にあつたわけではなく、概ね緩やかな連携を保つていたに過ぎないと述べている。⁽⁴²⁾

三 救済問題をめぐる国府と留日学生のミスマッチ

戦後の留日学生の置かれた状況について、国府はどのように考えていたのか。一九四五年十一月の時点で、国府内で留日学生の救済に関する検討はすでに始まっていた。国府の档案を筆者が調べた限り、戦後留日学生の救済に関して最初に登場したのは、元留日学生で北平市博愛医院院長金子直の懇願書である。そこには、日本への送金ができるくなつたことで留日学生が困窮し、対策を講じなければ、留日学生が日本で誰の支援もなく、飢餓で亡くなる可能性があり、人道面での配慮、または戦勝国民の威信を守るためにも留日学生の救済問題について、国府が米国当局と交渉し、現地での救済、あるいは帰国支援のかたちで、彼らの生命を守るべきだと主張されていた。懇願書は、北平行當の李戌艷主任に提出されたが、李主任は懇願書を中国陸軍総司令の何応欽に転送し、適切な対策を講じるよう求めた。何応欽は懇願書が提案した救済方法は、「実行する可能性があるようと思える」との文言を添え、一九四五年十二月十四日に教育部長朱家驛に宛てて電報を打ち、対策の検討を要請した。⁽⁴³⁾ 何応欽の電報は教育部だけではなく、陸

軍総司令部から外交部長王世傑宛てにも同日に送付されている。⁽⁴⁴⁾

何応欽の電報を受け、教育部内で検討した結果、その四日後の同月十八日に外交部に電報を打ち、外交部の日本駐在職員に対し、留日学生の人数調査、留日学生の早期帰国に向けたG H Qとの交渉開始を依頼した。この電報から、教育部は留日学生の生活救済よりも、迅速な送還を希望していたことが分かる。⁽⁴⁵⁾

何応欽からの電報を受けた外交部東二科は、同十八日に陸軍総司令部と教育部への返信電文を検討し、学生華僑救済のために留日学生を調査する人員の日本派遣を決定したとの連絡に加え、教育部での対策検討も促した。教育部に送付した電報には、何応欽から受け取った電報の抄録も添付されていたが、この十八日に作成した電報が教育部に送付されたのは同月二十六日であった。こうした事情から、十八日に教育部からの電報を受けた外交部は、同部東二科が二十六日送付の電報には書かれていない金子直の要望及び何応欽の電報を受けて検討した外交部の電文を十二月二十七日に作成、一九四六年一月五日に教育部宛ての電報を再度発し、教育部の要請に回答する形を取つた。この二通の電報のタイムラグを勘案すると、外交部が留日学生救済のための人員派遣を迅速に決めたのは、陸軍総司令の何応欽の要請を受けたためであり、教育部の要請を重視したからではないと考えられる。これに関しては、何応欽と教育部への返信電文の丁寧さの違いからも読み取れる。⁽⁴⁶⁾

档案からは、留日学生の問題をめぐる教育部と外交部の主導権争いがあつたことも伺える。上記の十二月二十七日に外交部が教育部宛ての二度目の電文を作成した前日（二十六日）、國府軍事委員会軍令部は教育部に同部の発した電報に返信するかたちで電報を打ち、国外にいる留学生については、外交部に全面統括させるべきである旨を伝えていた。⁽⁴⁷⁾ 教育部が軍事委員会に出した電報自体は確認できなかつたものの、留日学生問題に関して主管する希望を表明したものと推測される。当時、教育部は日本に職員を派遣しておらず、外交部の決定で留日学生問題の処理のために

派遣する人員が全員外交部の職員であつたことも、主導権争いと関連があろう。また、後に設立される教育・文化・宣伝を管轄する駐日代表团第四組の主管部門をめぐる権限争い（後述）につながつたと考えられる。

前述した外交部の決定により、劉增華たちの来日が実現した。劉の来日以降、日本全国の中国大陸及び台湾系の学生団体の統合に向けた動きは活発化していく。ところが、劉たちの調査が完了していない一九四六年一月九日、教育部は陸軍司令部に再度電報を打ち、国府の日本駐在官員に対し、マッカーサー将軍と留日学生送還問題について速やかな交渉に入るよう要請した件の進展状況を確認するよう依頼した。この電報からも、教育部は留日学生の実態把握よりも、迅速な送還を優先させていたことがうかがえる。⁽⁴⁸⁾

教育部の思惑を知つてか知らずか、東京同学会は一九四六年二月四日に「中華民国留日学生調査統計表」を完成させた。表1はその一部分であるが、掲載項目以外に大学、高等学校・専門学校・大学予科・予備部・高等師範学校、大学院に在籍した専攻別の学生人數などの調査結果もまとめている。表1の統計表と同じ二月四日付で、まだ正式に設立されていない中華民国留日同学総会の名義で教育部への書簡を作成し、抗日戦争中に日本へ留学した理由について、戦争中学識の高い教授は皆奥地に移り、奥地や欧米への交通が遮断されていたことから、学問を究めるためには移動可能な日本への留学しか選択できなかつたと述べた。その上で、戦後になつても帰国しなかつたことについて、帰国したくないというわけではなく、むしろみんな早く帰国したかったが、政府の指示を待つていたことと、どこに帰るべきか分からなかつたという二つの理由を挙げた。以上の統計表と同学総会の書簡は、米国から帰国途中で東京に立ち寄つた外交部亞東司長の楊雲竹氏が持ち帰り、同年二月十九日に教育部長朱家驥へ転送するとともに、この件に関する面談を申し込んだ⁽⁴⁹⁾。現在確認できる資料には、この面談結果については記録されていない。

一方、金子直の懇願書を読んだ国民政府主席の蒋介石は、一九四六年二月二十二日に行政院秘書処を通じて、外交

部に至急対応するよう指令した。⁽⁵⁰⁾

同指令を受け取った外交部は、三月五日GHQ専員として日本に駐在している劉增華に電報を出して行政院と蒋介石の指令を伝え、即座にGHQと交渉し帰国を希望する留日学生の召還策を講じるよう求めた。同日には、行政院秘書處に対し、留日学生救済の件で日本駐在中の劉增華にGHQと交渉させ、帰国したい留日学生を支援するよう指示をすでに出したと報告している。⁽⁵¹⁾

このように、金子直の懇願を機に、蒋介石、何應欽などの國府指導者の指令を受けて外交部と教育部は迅速に行動し、日本に人員を派遣し、留日学生の帰国に向けた方策を実行するよう命じた。では、留日学生は本当に帰国を望んでいたのであろうか。

戦後直後から一九四六年までの留日学生の状況は、日本の外交文書と中華民国の外交部档案を利用した田中剛の研究によつてある程度解明されている。田中によると、終戦直後留日学生は総じてこれまでと変わらず通学しており、即時帰国を希望する学生は少なかつた。ところが、一九四五九年九月二十日に外務省がまとめた調査では、学生の希望に変化が見られ、中国大陸出身の留日学生の多くが帰国を希望していたことが確認された。彼らが帰国希望に転じた理由として、敗戦を経て日本国民が留日学生に対して冷淡な態度を示すようになったこと、物価の高騰に伴い日本政府から受け取った「貸金」では生活を賄えずにいたことが挙げられる。日本政府は日本国内の経済状況、留学生に対する日本人の態度を考慮して、同年十月二十二日に「留日学生帰国ニ関スル件」を定め、外国人留学生を積極的に帰国させる政策へと方針転換した。その後、中国人留日学生の帰国に関して、外務省は「中華民国留日学生帰国斡旋要領」を定め、帰国する留学生に対して、帰国船の準備、乗船地までの輸送、乗船日までの宿泊地と船中の食料の手配、乗船地までの車中用の乾パンや缶詰の提供にとどまらず、千円を上限に「帰国情費」を支給することまで規定した。

この規定から、日本政府は留日学生の帰国を積極的に進めようとしていたことがうかがえる。

ところが、上海へ送還する留学生の「第一次輸送計画書」（十月から十一月）における年内帰国希望者は、わずか九名であった。また、十一月に日華協会を通じて帰国希望の中国人留学生を募つたものの、送還希望者は「意外と少なく」、実際に帰国したのはわずか十数名だったと報告された。⁵² 田中の分析によると、留日学生が帰国を希望しない主な理由は、戦争中の傀儡政権との関係がネックとなっていたためであった。⁵³ 確かに、表1の東京同学会がまとめた留日学生に関する統計から見ても、一九四六年二月段階で迅速な帰国を希望したのは、三九七名中の、一五パーセントの六十一名であった。留日学生が早期帰国を希望しなかつた理由は、表1の留学生の構成からもうかがえる。三九七名の内、二六八名は傀儡政権、日本政府や各団体の官費生あるいは公費生であった。これらの官費生と公費生の多くは傀儡政権と関係が深く、日本国内で漢奸裁判などの情報に接していたことから、帰国を躊躇していたのであろう。その考えは、前述の一九四六年二月に同学総会名義で教育部に送付された書簡からも読み取れる。⁵⁴

それでは、留日学生はあまり帰国を望んでいないなか、金子直はなぜそのような嘆願書を国府上層部に提出したのか。田遠の分析によれば、金に救済を要請したのは、大陸出身の留日学生であつた可能性が非常に高い、つまり、大陸出身の留日学生は生活困窮の現状を国府上層部と深い関係を有する金子直に訴え、留学資金の援助と生活の救済を国府に求めたのではないかとしている。しかし、国府教育部と外交部は、留日学生の希望とは反対に、経費がかさむことや日本への送金の難しさもあって、留日学生の救済ではなく、GHQと交渉し速やかに帰国させる方針を決定した。

その後、中華民国教育部が留日学生全員を中国に召還する準備をしているとの噂が日本中で広がり、駐日代表団は一九四六年六月、慌てて外交部と教育部に確認し、噂を否定せざるを得ない事態にまで発展した。⁵⁵ そして後の駐日代

表団の調査でも、留日学生の大多数は帰国を希望していなかつた事実が判明している。⁽⁵⁵⁾つまり、留日学生の帰国希望は戦後直後から一九四六年春夏までの間、その時々の日本と中国をめぐる国内外情勢の変化に従い、常に変化しているが、しかし国府は必ずしもその状況を時事折々に把握していると言ひ難い。

四 中華民国駐日代表団の来日と留日学生の管理

(一) 留日学生問題を所管する駐日代表団の部門

駐日代表団の正式な設置は一九四六年五月であったが⁽⁵⁶⁾、第一組から第三組の担当者はすでに四月に赴任し、業務を開始していた。駐日代表団の来日当時、日本には国府の関連機関として国府外交部から派遣された「駐日辦事處」と「駐日盟軍最高統帥部（GHQ）軍事連絡辦事處」があり、さらに極東委員会の中国代表として来日した国府の官僚も駐在していた⁽⁵⁷⁾。また、一九四六年二月六日に中華民国外交部が出した辞令によれば、駐日代表団初代團長の朱世明が日本へ赴任する際の最初の肩書は、「連合国対日委員会中国代表」であった⁽⁵⁸⁾。駐日代表団の来日以前に、日本には国府の代表がすでに多数滯在しており、様々な業務にあたっていた。駐日代表団の来日後、それまであつた国府代表の一部機能は駐日代表団に吸収された。例えば、前述した劉增華も後に僑務処の職員として勤務するようになつた⁽⁵⁹⁾。

来日当初、第二組が政治と教育を担当していたが、教育、文化、宣伝面を専門で担当する部署がないため、同年七月になつて駐日代表団の組織内で、上記の業務を担当させる部署としての第四組の組織作りがようやく始まつたものの、組としての形態が出来上がつたのは八月、業務が少しづつ軌道に乗るまでには、さらに時間がかかつた。七月の段階で、第二組にも第四組にも教育部から部員が派遣されていることが、外交部人事処の留日学生の管理部署に関する

る意見から確認できる。⁽⁶⁰⁾

こうした混乱のなか、一九四六年七月の時点では、留日学生の問題を専門的に担当する部署はなかった。しかし、後述する留日学生の救済をめぐるGHQや、日本政府との交渉が難航したうえ、留日学生の召還政策を進めていたこともあり、留日学生の救済や帰国をめぐる業務は増加し、その管轄をどの部署に任せるべきなのか、駐日代表団、外交部と教育部の三部門で検討しなければならなくなつた。七月から八月にかけて、三部門で討論した結果、八月二十二日、外交部は駐日代表団朱世明団長に対し専号第六九号電報を出し、駐日代表団の僑務処が暫定的に留日学生の問題を兼務することにつき、教育部が同意したこと⁽⁶¹⁾を通知した。

以上の経緯により、留日学生の関連業務は、当初僑務処、第四組、第二組がそれぞれ所管する状況があつたことが分かる。駐日代表団の档案からは、三つの部署の報告書の中で、留日学生に関する案件がそれぞれ出ていたが、第四組の業務が軌道に乗った一九四六年秋以降、留日学生に関する案件は徐々に、第四組へ移行したことも分かる。とはいえ、留日学生の問題は、政治、戦後賠償、華僑との関係も深く、関連問題が生じた際、第四組以外の部署の档案にも、留日学生の関連文書が散見される。教育部職員で第四組設立当初からの担当者である張鳳舉は、一九四六年七月三十日に教育部長朱家驛に出した書簡に「目下、こちらの第一組は国防部と参謀部に所管され、第二組は外交部に所管され、第三組は経済部と資源委員会に所管されている。もし第四組が完全に我が部によつて掌握されれば、今後弟（張鳳舉の自称）の業務は比較的に便利になるであろう」と書き、駐日代表団に教育部所管部門がないことに伴う不便さを訴え、教育部に第四組に関する主導権争いに参画するよう求めている⁽⁶²⁾。この書簡についての返事は見つかっていないため、朱部長や教育部の考えについては断言できないものの、僑務処が所管していた留日華僑系の新聞や華僑学

校の関連業務は、その後第四組へ少しづつ移管され、また第四組は外交部を通さず教育部に直接意見を求めたことから、張の建議はある程度実現したと考えられる。⁽⁶³⁾

なお、留日学生の管理業務は、駐日代表団が改組された一九五〇年以降、再び華僑学校などの業務と共に、第二組へ移管されることになる。⁽⁶⁴⁾

(二) 救済と召還の狭間に揺れる国府の留日学生政策

駐日代表団が赴任早々直面したのは、留日学生の救済問題であった。上述の通り、終戦直後、日本政府は中国人留学生と台湾籍学生に対し、金額こそ違うものの、「貸金」と呼ばれた補助金を支給していた。しかし、一九四六年四月十五日に駐日代表団の朱世明、李濟、張鳳舉は重慶の朱教育部部長、杭次長に電報を発し、日本政府が経費の負担があることを理由に、留日学生への補助金支給を継続できない旨を駐日代表団に伝え、留日学生の救済問題については、駐日代表団が対応を引き継ぐよう要求してきたことを報告した。また、留日学生の内、帰国したい者及び卒業までの留学継続希望者からの「(1)その学籍を認めてほしい、(2)継続して留学したい元官費生に対しては官費を継続的に給付してほしい、(3)帰国したい学生に対して旅費と便宜を提供してほしい、(4)帰国して他大学に転入したい学生に関して転入を認めてほしい」という四つの要望も伝えた。⁽⁶⁵⁾ 日本政府はそれまでに負担した留日学生の補助金問題への対応を着任間もない駐日代表団に依頼したのである。

その後、駐日代表団は教育部、外交部の意見を求めながら、同年十一月までGHQや日本政府と交渉を重ねた。中国の法幣と日本円との直接の両替及び送金が不可能なため、留日学生を救済するために毎月三十万円、ドル換算で二万ドルの費用が必要であり、それを教育部から提供してほしいと求めたが、望ましい成果を得られず、日本国内で対

策を検討せざるを得なかつた。引き続き、日本政府と交渉を重ねた結果、日本政府は台湾学生に関しては六月まで補助金を出し、大陸出身の学生に関しては九月まで支給されることになつたが、その後両方とも停止された。⁽⁶⁵⁾

さらに、義和団事件賠償金の対日部分を利用する案と日本政府に先に二千万円を立て替えさせて、後に日本から中国への戦争賠償金あるいは中国の在日資産から差し引く案の二つの選択肢をGHQに提案し、日本政府との交渉を求めた。しかし、いずれの案も成功しなかつた。まず義和団事件賠償金については、情況が複雑なうえ、戦争で多くの資料が失われたため、日本政府に資料の提供を要求したもの、進展が見られなかつた。また日本政府に二千万円を立て替えさせる案については、GHQより日本政府にそれを要求する権限はなく、中華民国の留日学生に関しては救済より、全員を本国に送還すべきという意見が寄せられた。この結果を受けてもなお、駐日代表団はGHQに日本政府と交渉し、暫定的に毎月五十万円の臨時救済費用を提供するよう要望したが、要望は受け入れられなかつた。その後、駐日代表団は仕方なく国府教育部に対応策の検討を再度依頼したが、一九四九年春になつても救済方法は提示されなかつた。

一方、一九四六年から一九四七年にかけて、台湾学生を含む留日学生は中華民国の戦勝国民としての登録を完了し、戦勝国民向けの特別配給食品などを受け取れるようになり、多くの留日学生はそれを売つて生活費に充てていたようである。⁽⁶⁷⁾ しかしながら、一九四九年五月、日本政府は予算削減を理由に、特別配給を一律停止した。さらに、駐日代表団が日本の留学生援助団体である有隣学会と協議の結果、大陸出身の一部の留日学生に対して有隣学会から毎月五百円が支給されていたが、それも同年六月には停止された。⁽⁶⁸⁾

留日学生の救済に関する駐日代表団の取り組みは着手から三年経つても、ほとんど進展が見られなかつたのは、GHQ、日本政府、国府の間でその経費負担をめぐる対立が続く間、留日学生の中国への召還が別途検討されていたか

らである。

「三で述べたように留日学生全員の中国への召還に関する日本国内の噂に關して、一九四六年六月十五日に駐日代表団が外交部を通じて教育部に確認した際、三日後に教育部から外交部経由で駐日代表団に示された回答は「そのような決定はない」というものであつた。⁽⁶⁹⁾ けれども、「火のないところに煙は立たぬ」と言われるよう、これは全く事実無根の噂ではなかつたのである。一九四六年六月中旬までの期間、留日学生の送還については、駐日代表団の朱世明、張鳳舉、徐逸樵と陳果夫、教育部長朱家驛の間で、すでに何度も書簡を通じて、留日学生問題の解決策として検討されてきた。特に、教育部長朱家驛は同年六月十三日に陳果夫へ出した書簡に「駐日代表団に経費を出してもらい、成績優秀な者に対する救済を行い、学業を完成させる。成績があまりにも悪い者については、方法を検討して帰国させる」という意見をすでに表明していた。⁽⁷⁰⁾

同年六月二十九日、外交部は駐日代表団の徐逸樵から留日学生と華僑の問題に關する提案を受け取つた。徐は留日学生の処理方法について、「(1) 実科⁽⁷¹⁾以外の学生は本国へ一律送還しても良いと考えられる。(2) 実科学生の内、成績優秀者に關しては、その卒業を待つても良い。(3) 本国に送還する学生に關しては、必ず一定期間の厳正な補習教育を受けさせる必要があり、その後彼らを各自のレベルに相應する学級へ編入させても良い。(4) 台湾学生は概ね比較的長期間の国語補習機会が必要である。そうしなければ、彼らは基本的に日本人学生と大差がない」の四項目を外交部に提案した。徐の提案を受け、外交部長王世傑は亞東司に検討させると同時に、同七月一日には教育部部長朱家驛に抄録を送り、教育部での検討も依頼した。⁽⁷²⁾

これに対しても、七月十六日と十八日、教育部は二回にわたり、外交部に回答の公函を出し、教育部は徐の提案を関連部門に検討させ、留日学生の召喚に關する具体的な辦法を現在作成中であり、確定後に外交部にも送付する旨を伝

えた。⁽⁷³⁾ こうして、教育部によつて作成された「抗戦期間留日学生甄審辦法草案」と「留日学生召回辦法草案」は八月二十六日に行政院に提出された。⁽⁷⁴⁾

教育部内での三か月近い検討を経て、十月十九日、留日学生に審査用の試験に参加させる必要があり、帰国して転学を希望する学生は、その審査合格証の提示が入学試験への参加条件になるとの考えを示した。この時点で教育部が提示した留日学生問題の処理策は、留日学生の留学継続用の学費については、駐日代表団が日本政府と交渉して解決するとして、重点は帰国して転学を希望する学生への対応に置くものであった。⁽⁷⁵⁾

しかし八月に提出した草案に対する行政院からの返事は得られなかつたうえ、十一月になると、駐日代表団から二つの好ましくない連絡が入つてきた。まず張鳳舉から、日本政府との交渉が難航し、望ましい結論はほとんど期待できないこと、駐日代表団で留日学生救済の経費の捻出は困難であり、留日学生の生活状況を勘案して、やむを得ず彼らを送還させる準備を始めたという電報が、十一月一日教育部に送付された。⁽⁷⁶⁾ さらに、教育部案の留日学生に対する審査用の試験に対しても駐日代表団で検討した結果、学生たちの居住地が日本全国に及び、また専門もさまざまであるため、各分野の試験委員会を組織して各地で試験を行うためには膨大な経費が必要であり、また中国語ができる留日学生も多くいるため実行の見込みもないとして、審査委員会を組織し、学生の生活状況、在学中の学校の成績と素行を審査基準にして、審査を行う代替案が示された。この案の場合、各学校の成績の基準が一定ではなく、厳密に審査を行えるかどうかという懸念も示してあつたものの、文面からは代替案を勧めていることが見てとれる。⁽⁷⁷⁾

日本政府やGHQとの交渉で留日学生に対する救済資金が得られず、審査用試験の日本での実施も困難になつたため、教育部は留日学生の召還に関する検討を一段と加速させた。行政院に提出した「抗戦期間留日学生甄審辦法草案」と「留日学生召回辦法草案」について、十二月十八日になつてようやく微修正を要するとの回答が出され、一九

四七年一月に批准されて、「抗戦期間留日学生甄審辦法」と「留日学生召回事」は公布された。⁽⁷⁸⁾

同辦法の内容を見ると、留日学生に対する審査は、日本在留の学生に加え、抗日戦争期に留学し、すでに帰国していた学生も含まれた。また審査委員会は駐日代表団内ではなく、教育部が国内で組織し、帰国した留日学生に対しても審査を行う形式となつた。また、留日学生の召還について、召還範囲は以下の三条件の内、一つでも当てはまれば、召還すると規定している。(1)学業が完成、あるいは一段落した者、(2)自力で留学を継続できない者、(3)その他の特殊な理由を有する者。この三条件からは、卒業していないが、自力で留学を継続できる学生に対して、強制的には帰国させないとの解釈も可能であった。半面、日中両国間で送金できない状況下、自力で留学を継続できる学生は少なく、留日学生側から見れば、一定の強制性があるとの受け止め方もできた。⁽⁷⁹⁾

とりわけ、当時まだ検討中の留日学生救済金との関連性に触れた以下の条項は、留日学生側から見れば、さらに厳しい内容であった。「召還される留日学生は、帰国する前に送金不能や手当不足のため足りない生活費に関しては、その学生の状況に合わせて帰国するまで毎月救済費を支給する。召喚され帰国すべき留日学生の内、本辦法に従わず帰国しない者に対しては救済金の支給を停止する。必要に応じて帰国を命じる」。⁽⁸⁰⁾つまり、召還範囲と照らし合わせると、学校を卒業し、あるいは自力で留学が継続できない学生で、召還辦法にも従わず帰国しない者に対しては、救済金を支給しないということになる。國府との信頼関係が十分に築けておらず、帰国を決心できない大陸出身の留学生にとって、この条項はかなり厳しいものになつた。ゆえに、一九四七年以降、同学総会を中心に、留日学生の救済支援を駐日代表団だけではなく留日華僑の団体や個人にも求めることになつていく。⁽⁸¹⁾

こうした問題はあるにせよ、上記辦法の公布によつて少なくとも帰国を希望する留日学生の召還は実現の可能性を増した。それは召還辦法の内、「召還に応じて帰国する留日学生に対して、その帰国する交通手段について教育部が

まとめて準備し、帰国旅費を準備できない者については、教育部に補助を申請できる」と規定していたためである。確かに、その後帰国予定の留日学生の名簿作りが始まり、留日学生を送還するための予算案も駐日代表団から教育部に送付された。⁽⁸²⁾ 国内では、教育部は「留日学生資格甄審委員会組織規程」を作成し、留日学生資格審査委員会の人員構成も決められ、準備作業は着々と進んでいるように見えた。⁽⁸³⁾

しかし、この段階に至つて召還用の経費が突如問題となつた。教育部は一九四七年五月と六月の二回にわたり留日学生の召還費用の経費を申請したが、行政院は同年六月二十四日に「当該留日学生の件に関しては、駐日代表団が方策を考え、我が国の貿易貨物船に搭乗させ、帰国させるべきである。貴部申請の外貨は議論する必要がない。すぐに駐日代表団に電報で連絡し、この決定通りに実行させる」という指令を行政院長張群の名義で教育部に送付したのである。⁽⁸⁴⁾

この決定が駐日代表団に伝わったのは八月二十六日であり、駐日代表団はこの決定に戸惑いながらも実行を検討した。しかし、貿易貨物船に乗つて上海に到着しても、到着後の旅費を工面できない留日学生が多く、それを補助する金銭的余裕のない駐日代表団は、一九四八年七月十一日行政院と教育部に予算申請を再度行ったものの、帰国経費の問題は結局解決されなかつた。台湾籍学生に限れば、台湾到着後の進学面などの便宜を図ると台湾省が約束してくれたため、一六九名の台湾籍学生は賠償物資を運ぶ船に同乗させて台湾に帰らせた。一九四九年六月時点で、駐日代表団は留日学生召還に関する進展状況を右のように報告している。⁽⁸⁵⁾

経費問題で躊躇、留日学生に関する救済や召還はいずれも進展せず、駐日代表団の来日から三年経つても問題解決が見通せない状態に陥つたことで、留日学生の間での駐日代表団の権威失墜につながつたと言える。

一九四九年六月以降、駐日代表団は突然、留日学生救済金の問題を再検討はじめた。それは、内戦における国府

の劣勢が明確になり、左傾化した留日学生を再度国府側に引き寄せたいという駐日代表団の思惑によるものであった。⁸⁶

先述したように、留日学生の生活困難が最もピークに達したのは、戦後直後ではなく、一九四九年春の戦勝国民の特別配給及び有隣学会の援助がすべて停止された後である。この時期、同学総会は駐日代表団と留日学生救済金の問題をめぐつて幾度となく交渉を重ねた末に、駐日代表団は最終的に費用を捻出し、一九四九年十一月から同学総会の幹部を含む留日学生への補助金をようやく支給し始めた。⁸⁷ところが、補助金配布の主導権を駐日代表団に握られた同学総会は、駐日代表団との関係を決裂寸前まで悪化させた。結局、駐日代表団の補助金を受領した同学総会の幹部を含めた留日学生が多数いたにもかかわらず、同学総会の中共寄りの姿勢を変えられなかつたことで、国府に失望感が生まれ、一九五〇年に駐日代表団の改組、一九五二年には、留日学生救済金の停止へと至つたのである。一九五二年駐日代表団による補助金停止後、廖承志率いる中華人民共和国僑務委員会が同学総会に救済金を送るようになり、留日学生の中共寄りの姿勢は一段と強まつている。その経緯については、筆者の別論文で詳細に論じており、ここでは割愛する。⁸⁸

終わりに

留日学生は華僑と異なり日本での生活基盤がないので、祖国からの送金が途絶えた後の生活は困窮状態に陥つたが、それでも、傀儡政権から派遣された等の政治的な理由により帰国を躊躇する者が多かつた。しかし、日本での生活を維持できなければ戦勝国民としての威信低下にもつながりかねないことから、蒋介石を中心とする国府は留日学生の召還政策に力を入れた。この決定についてはGHQや日本政府の意思も伺える。この召還政策は、帰国を躊躇していく

た留日学生に国府に対する不信感を一段と増幅させた。また、帰国希望の学生に対して旅費を補助するための資金をなかなか捻出できない失態も、国府への失望につながった。さらに、渋谷事件や二・二八事件などを通じて、台湾籍華僑の国府及び駐日代表団への反発は次第に高まつた。その結果、台湾籍学生・華僑を中心に留日学生・華僑の左傾化が進んだのである。⁽⁸⁹⁾

しかし、国府の政策をすべて否定的に評価する必要はないであろう。考え直せば、一九四六年六月から七月にかけて、日本政府の台湾籍学生への補助金は停止され、大陸学生への補助金の停止期日が迫るなか、台湾籍の学生を中心には帰国支援への要望が高まつたことも事実である。また、この時期に台湾籍の学生及び華僑の中華民国国籍への復帰も実現し、華僑登録の手続きがどんどん進められていた。日本の厚生省が台湾籍学生の補助金を停止した原因の一つは、こうした状況を踏まえてのものである。また、大陸出身の学生と異なり、台湾籍学生は台湾が植民地であった歴史から漢奸として見られる可能性が低く、台湾への帰還に対しても抵抗感がなかつた。⁽⁹⁰⁾ 当時、駐日代表団は留日学生・華僑の問題に力を尽くしており、台湾籍の華僑の中華民国国籍復帰のブームを迎えて、駐日代表団と留日学生・華僑との関係は最も良好な時期であった。この時点で国府が留日学生召還政策を制定したのも、政策立案者の側から見れば一定の合理性があつたと言えるであろう。

国府側の問題は、教育部に関連経費を出す意思がなく、行政院へ経費の申請をしたり駐日代表団へ対応を丸投げしたことにある。留日学生救済用の経費を確保できないことが判明すると、教育部は最も費用の掛からない召還政策へと傾いていく。だが、召還に伴う旅費などの経費さえも、教育部や行政院は捻出できず、帰国学生を貿易貨物船に乗せる案まで検討せざるを得なかつた。さらに、内戦という非常事態に陥り、中国の港に到着してからの旅費を出す余裕が国府になくなつていたことも、送還事業の停滞につながつた。

また、一九四七年以降、救済金問題の進展がなかなか見られなくなつたのは、駐日代表団団長の朱世明は李香蘭との関係が問題視されて、団長を突如解任され、商震が後任の団長になつてから駐日代表団の腐敗が一段と深刻化し、留日学生救済問題に対する関心を低下させたことも原因と考えられる⁽⁹¹⁾。この件に関しては、史料不足もあって深い分析ができるないため、今後の課題としたい。

留日学生救済金をめぐる駐日代表団の失策と腐敗は、同学総会を全面的な中共支持へと傾かせた。また、『学生報』の左傾化及び代表団への批判報道によつて、駐日代表団と同学総会の関係は改善不可能な状態に陥り、救済と召還の問題をめぐつて、対立が決定的なものとなつた⁽⁹²⁾。加えて、国共内戦における中共側の勝利は、同学総会に一九四九年十月に予定していた中華民国の双十節祝賀の式典を中華人民共和国の建国祝賀大会へと変更させる最後の一押しとなつたのである⁽⁹³⁾。

(1) 竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史 第十六巻 外国人の取扱い』日本図書センター、一九九六年、二〇一四二頁。

(2) 陳来幸「戦後日本における華僑社会の再建と構造変化——台湾人の台頭と錯綜する東アジアの政治的帰属意識」小林道彦・中西寛編著『歴史の桎梏を超えて——一〇世紀日中関係への新視点』千倉書房、二〇一〇年、一八九一一〇頁。

(3) 竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史 第十六巻 外国人の取扱い』日本図書センター、一九九六年、一九一二六頁。日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』日本橋報社、一〇〇四年、一二三三一二四一頁。

(4) 戦後日本にいる中国人留学生に関する呼称は当事者、研究者によつてさまざまな呼び方があるが、本稿では、中華民国外交部档案、当時の留学生が自ら発行した新聞や雑誌で多く使用した「留日学生」という呼称を使用する。特別な

説明がない場合、「留日学生」は在日中国人留学生を指す。

- (5) 川島真「日本占領期華北における留日学生をめぐる動向」大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』御茶の水書房、二〇〇九年、二二三—二二三八頁。川島真「過去の淨化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」劉傑・川島真編『一九四五年の歴史認識——〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』東京大学出版会、二〇〇九年、三一五一頁。

- (6) 日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』五九一六〇頁。

- (7) 筆者が確認したところ、中国留日同学総会の機關紙は一九四七年一月に創刊され、一九四七年三月一〇日～一九四七年四月三〇日までの名称が『中華民国留日学生旬報』、一九四七年五月一日～一九四八年一月三〇日は『中華留日学生報』、一九四八年五月四日以降の名称が『中国留日学生報』であった。本稿では注記を除き、すべて『学生報』と表記した。『学生報』については、①プランゲ文庫、②横浜華僑陳立清氏のご遺族の寄贈で設立した陳立清文庫、③中国留日同学総会元主席の郭平坦氏からの提供資料を用いて、本稿は執筆した。この点を付記して、感謝の意を示したい。

- (8) 陳来幸「在日台湾人アイデンティティの脱日本化——戦後神戸・大阪における華僑社会変容の諸契機」貴志俊彦編『近代アジアの自画像と他者——地域社会と「外国人」問題』京都大学学術出版会、二〇一一年、八三一〇五頁。王雪萍「戦後期日本における中国人留学生の生活難と政治姿勢をめぐる葛藤——救済金問題を事例に——」大里浩秋編『戦後日本与中国・朝鮮——プランゲ文庫を一つの手がかりとして』研文出版、二〇一三年、八三一一九頁。林連徳「中國留日同学総会側記」、全国政協暨北京、上海、天津、福建政協文史資料委員会編『建国初期留学生帰国紀事』中国文史出版社、一九九九年、三九七一四〇四頁。
- (9) 王雪萍「戦後期日本における中国人留学生の生活難と政治姿勢をめぐる葛藤——救済金問題を事例に——」。

- (10) 譚璐美・劉傑『新華僑 老華僑——變容する日本の中国人社会』文藝春秋、二〇〇八年、一八四—一八六頁。
- (11) 川島真「過去の淨化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」。
- (12) さねとう けいしゅう『中国人 日本留学史』くろしお出版、一九六〇年。阿部洋編『日中関係と文化摩擦』巖南堂書店、一九八二年。大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、二〇〇一年。阿部洋『対支文化事業』——戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』汲古書院、一〇〇四年。大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』。紀旭峰『大正期台灣人の「日本留学」研究』龍溪書舎、二〇一二年など。
- (13) 岡益巳・深田博己『中国人留学生と日本』白帝社、一九九五年。段躍中『現代中国人の日本留学』明石書店、二〇〇三年。葛文綺『中国人留学生・研修生の異文化適応』溪水社、二〇〇七年。王雪萍『改革開放後中国留学政策研究——一九八〇—一九八四年赴日本国家公派留学生政策始末』世界知識出版社、二〇〇九年。廖赤陽主編『大潮涌動・改革開放与留学日本』社会科学文献出版社、二〇一〇年など。
- (14) 川島真「過去の淨化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」。
- (15) 田遠「戦後直後における中国人留日学生の境遇と選択」——主に『中国留日学生報』を通じて』神奈川大学大学院外国語研究科博士論文、二〇一四年三月。
- (16) 楊子震「中国駐日代表団研究——初探戦後中日・台日関係之二元架構」『国史館館刊』第一九期、二〇〇九年三月、五一一八五頁。
- (17) 王雪萍「戦後期日本における中国人留学生の生活難と政治姿勢をめぐる葛藤——救済金問題を事例に——」。
- (18) 田中剛「日本敗戦前後の中国人留日学生政策——汪精衛政権・「満州國」・「蒙疆政権」」京都大学人文科学研究所付属

- (19) 王雪萍「留日學生の選択——〈愛國〉と〈歴史〉」劉傑・川島真編『一九四五年の歴史認識——〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』二〇三—二三二頁。王雪萍「中華人民共和国初期の留学生・華僑帰国促進政策——中国の対日・対米二国間交渉過程分析を通じて」『中国21』(愛知大学現代中国学会) V o l . 33、二〇一〇年七月、一五五—七八頁。
- 王雪萍「中国の対日政策における留学生・華僑——人材確保・対日宣伝・対中支援」王雪萍編著『戦後日中関係と廖承志——中国の知日派と対日政策』慶應義塾大学出版会、二〇一三年、一〇七—一三一頁。
- (20) 陳来幸「戦後日本における華僑社会の再建と構造変化——台湾人の台頭と錯綜する東アジアの政治的帰属意識」。陳来幸「在日台湾人アイデンティティの脱日本化——戦後神戸・大阪における華僑社会変容の諸契機」。陳来幸「二戰後の日本華僑社会與華僑教育——「新華僑」台湾人發揮的作用」夏誠華主編『僑民教育研究論文集』玄壯大学出版、二〇〇五年、一三七—一五七頁。
- (21) 許淑真「留日華僑總会の成立に就いて（一九四五—一九五二）——阪神華僑を中心として」山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』巖南堂書店、一九八三年、一一九—一八七頁。
- (22) 何義麟「戦後在日台湾人之処境与認同..以蔡朝炘先生的経歴為中心」、『台湾風物』第六十卷第四期、二〇一〇年、一六一—一九四頁。何義麟「戦後台湾人留学生の活字メディアとその言論の左傾化」大里浩秋編『戦後日本と中国・朝鮮——ブランゲ文庫を一つの手がかりとして』二〇一六八頁。
- (23) 楊子震「帝国人民から在日華僑へ——渋谷事件と戦後初期在日台湾人の法的地位」『日本台湾学会報』第一四号、二〇一二年六月、七〇—八八頁。
- (24) 許瓊丰「在日華僑の経済秩序の再編——一九四五年から一九五〇年までの神戸を中心にして」兵庫県立大学『星陵台論集』第四一卷第三号、二〇〇九年一月、一一五一四八頁。許瓊丰「戦後中華民国政府の華僑政策と神戸中華同文

- 学校の再建』『華僑華人研究』第六号、一〇〇九年一一月、六二一八〇頁。許瓊丰「戦後日本における華僑社会の再編過程に関する研究：在日台湾人と神戸華僑社会を中心に」兵庫県立大学経済学研究科博士論文、二〇一〇年三月。許瓊丰「在日台湾人與日本神戸華僑的社会變遷」『台灣史研究』第一八卷第二期、二〇一一年六月、一四七一九五頁。
- (25) 『回国五十年——建国初期回国旅日華僑留学生文集』台海出版社、二〇〇三年。林連德「中国留日同学總会側記」、全国政協暨北京、上海、天津、福建政協文史資料委員会編『建国初期留学生帰国紀事』中国文史出版社、一九九九年、三九七一四〇四頁。郭平坦「留日同学会引導我們走愛國回国的道路」全国政協暨北京、上海、天津、福建政協文史資料委員会編『建国初期留学生帰国紀事』中国文史出版社、一九九九年、四〇五一四一六頁。日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』。
- (26) 川島真「日本占領期華北における留学生をめぐる動向」大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』二二三一一三八頁。
- (27) 周一川『近代中国女性日本留学史』社会科学文献出版社、二〇〇七年、二七一一七二頁。
- (28) 「駐日代表團張鳳舉函陳教育部留日学生概況及用費意見」林清芬編『台灣戰後初期留学教育史料彙編 留学日本事務(一)』国史館、二〇〇一年、五一一二頁。
- (29) 外務省編『日本占領重要文書』(第一卷基本編)、日本図書センター、一九八九年、一一一一六六頁。
- (30) 劉振生「[満州国] 日本留学生の派遣」大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』一五三一一九三頁。
- (31) 邱建民「善隣協会と近代内モンゴル留学生教育」大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』一九五一一二二頁。

- (32) 見城悌治「一九四〇年における「中華民国留日学生会」の創設と日華学会」『中国研究月報』V o l . 68 N o . 10、二〇一四年一〇月号、一一一四頁。「中華民国留日学生会記事」『日華学報』第八十二（一九四〇年十一月）号、五八一六〇頁。

(33) 周一川『近代中国女性日本留学史』二八〇頁。

(34) 許淑真「留日華僑總会の成立に就いて（一九四五—一九五二）——阪神華僑を中心として」。

(35) 日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』五四一五六頁。

(36) 何義麟「戦後台湾人留学生の活字メディアとその言論の左傾化」。

(37) 中華民国留日学生東京同学会の成立日について、何義麟「戦後在日台灣人之処境与認同：以蔡朝忻先生的經歷為中心」と川島真「過去の浄化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」の中で、一二月二六日だと指摘したが、日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』で一二月一六日だと書いてあったので、具体的な成立日について、さらなる検証の必要がある。

(38) 川島真「過去の浄化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」。

(39) 日本華僑華人研究会『日本華僑・留学生運動史』二八一三〇頁。

(40) 許淑真「留日華僑總会の成立に就いて（一九四五—一九五二）——阪神華僑を中心として」。

(41) 田遠「戦後直後における中国人留日学生の境遇と選択」一九四五—一九五二——主に『中国留日学生報』を通じて五〇一六八頁。

(42) 何義麟「戦後台湾人留学生の活字メディアとその言論の左傾化」。

(43) 「中國陸軍總司令何應欽電教育部為留日學生生活困難請求救濟請核辦見覆」林清芬編『台灣戦後初期留学教育史料彙編

『留學日本事務（一）』 一一六五—一一六六頁。

(44) 台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 0200000030933A、典藏ファイル番号 020-010105-0033-0020x～0023x、一九三八年二月二十一日～一九五六年九月二十七日。

(45) 台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 0200000030933A、典藏ファイル番号 020-010105-0033-0018x、一九三八年二月二十一日～一九五六年九月二十七日。

(46) 台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 0200000030933A、典藏ファイル番号 020-010105-0033-0019x～0023x、一九三八年二月二十一日～一九五六年九月二十七日。

(47) 「国民政府軍事委員會軍令部電覆教育部關於留日學生之處理似應由外交部統籌辦理」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 『留學日本事務（一）』』一頁。

(48) 「教育部電覆中國陸軍總司令部教部辦理留日學生救濟情形」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 『留學日本事務（一）』』一一六七—一一六八頁。

(49) 台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 0200000030933A、典藏ファイル番号 020-010105-0033-0029a～0035a、一九三八年二月二十一日～一九五六年九月二十七日。「外交部楊雲竹函教育部長朱家驥為轉陳留日學生呈及『留日學生調查統計表』」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 『留學日本事務（一）』』一—四頁。

(50) 台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 0200000030933A、典藏ファイル番号 020-010105-0033-0024x～0026x、一九三八年二月二十一日～一九五六年九月二十七日。

(51) 台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 0200000030933A、典藏ファイル番号 020-010105-0033-0027x～0028x、一九三八年二月二十一日～一九五六年九月二十七日。

- (52) 田中剛「日本敗戦前後の中国人留日学生政策——汪精衛政権・「滿州國」・「蒙疆政権」」。
- (53) 台湾国史館所蔵中華民国外交部档案「留日學生」入藏登錄号 020000030933A' 典藏ファイル番号 020-010105-0033-0029a ~ 0035a' 一九三八年二月二日 ~ 一九五六年九月二十七日。「外交部楊雲竹函教育部長朱家麟為轉陳留日學生事及留日學生調查統計表」林清芬編『台湾戰後初期留学教育史料彙編 留學日本事務（1）』1 - 4頁。
- (54) 台湾国史館所蔵中華民国外交部档案「留日學生」入藏登錄号 020000030933A' 典藏ファイル番号 020-010105-0033-0041a ~ 0043x' 一九三八年二月二日 ~ 一九五六年九月二十七日。
- (55) 「駐日代表團張鳳舉函行政副院長朱家麟檢呈救濟留日學生辦法請行政院及教育部核准經費」林清芬編『台湾戰後初期留学教育史料彙編 留學日本事務（1）』1174 - 1180頁。
- (56) 「駐日代表團 全宗」紹介（台湾・中央研究院近代史研究所档案館サイト、<http://archdtsu.mnh.sinica.edu.tw/filekmnc/ttsfile3?4:1953652415:19::12@@1537944152> 110 - 14年九月四日閲覽）。
- (57) 楊子震「帝国人臣から在日華僑へ——恭谷事件と戰後初期在日台灣人の法的地位」。
- (58) 台湾国史館所蔵中華民国外交部档案「駐日代表團任免」入藏登錄号 00100002957A' フィルム番号 001032134001002a' 一九四六年一月八日 ~ 一九四八年五月十九日。
- (59) 許瓊丰「戰後日本における華僑社会の再編過程に関する研究：在日台灣人と神戸華僑社会を中心とした」七七頁。
- (60) 台湾国史館所蔵中華民国外交部档案「留日學生」入藏登錄号 020000030933A' 典藏ファイル番号 020-010105-0033-0045a ~ 0051a' 一九三八年二月二日 ~ 一九五六年九月二十七日。
- 台灣国史館所蔵中華民国外交部档案「駐日代表團第三組工作報告」入藏登錄号 02000001227A' 典藏ファイル番号 020-010121-0008-0237a ~ 0241a' 一九四七年五月五日 ~ 一九四八年八月一八日。

- (61) 台湾国史館所蔵中華民国外交部档案「駐日學生」入藏登録号 020000030933A、典藏ファイル番号 020-010105-0033-0041a～0051a、一九三八年二月二日～一九五六年九月二十七日。
- (62) 「一五、駐日代表団張鳳舉函陳教育部長朱家驛留日台籍学生留学經費等八項事」林清芬編『台湾戦後初期留学教育史料彙編 留学日本事務(1)』一一一四頁。
- (63) 台湾中央研究院近代史研究所档案館所蔵外交部档案「駐日代表團僑務處工作報告」档號 11-01-02-19-04-009、旧档案番号 11-EAP-02208、一九四六年一月～一九五〇年一一月。
台湾国史館所蔵中華民国外交部档案「駐日代表團第二組工作報告」入藏登録号 020000001227A、一九四七年五月五日～一九四八年八月一八日。
- (64) 台湾中央研究院近代史研究所档案館所蔵外交部档案「駐日代表團一般業務報告」档號 11-01-02-19-04-002、旧档案番号 11-EAP-02201、一九五〇年一月～一九五一年五月。
- (65) 「駐日代表団朱世明李濟張鳳舉電外交部転教育部長朱家驛留日学生要求政府四事應如何善後乞電示」林清芬編『台湾戦後初期留学教育史料彙編 留学日本事務(1)』五頁。
- (66) 「駐日代表団張鳳舉函陳教育部留日学生概況及用費意見」林清芬編『台湾戦後初期留学教育史料彙編 留学日本事務(1)』五一一一頁。「駐日代表団張鳳舉函陳教育部長朱家驛留日台籍学生留学經費等八項事」林清芬編『台湾戦後初期留学教育史料彙編 留学日本事務(1)』一一一四頁。台湾国史館所蔵中華民国外交部档案「駐日代表團第三組工作報告」入藏登録号 020000001227A、典藏ファイル番号 020-010121-0008-0246a～0247a、一九四七年五月五日～一九四八年八月一八日。
- (67) 「学生への特配」『中華留日学生報』一九四七年五月一日。

- (68) 「駐日代表団張鳳舉函行政院副院長朱家麟檢呈救濟留日學生辦法請行政委員及教育部核准經費」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』117回-1180頁。台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「駐日代表團第三組工作報告」入藏登錄號 020000001227A' 典藏「ilm番号 020-010121-0008-0246a ~ 0247a' 一九四七年五月五日
～一九四八年八月一八日。許淑真「駐日華僑總會の成立に就いて（一九四五～一九五二）——阪神華僑を中心として」。
- (69) 台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 020000030933A' 典藏「ilm番号 020-010105-0033-0041a ~ 0043a' 一九三八年三月三日～一九五六年九月一七日。
- (70) 「駐日代表團朱世明函教育部朱家麟留日學生接濟事由方表示七月以後由中國由籌辦法由張鳳舉向盟軍磋商」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』111-111頁。「陳果夫函教育部長朱家麟為駐日代表團徐逸樵來函表示留日學生似宜速定方針從事處理」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』111頁。
「教育部長朱家麟函覆陳果夫關於留日學生事由函商朱世明請由駐日代表團內核撥經費對於成績佳者予以救濟成績太差者則設法遣令回国」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』14頁。
- (71) 資料には「実科」の定義についての説明がなかつたが、前後の文脈から理工系や、医学などの実学の分野を指していると推定される。
- (72) 台湾國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 020000030933A' 典藏「ilm番号 020-010105-0033-0056a ~ 0059a' 一九三八年三月三日～一九五六年九月一七日。「外交部王世傑函教育部擬駐日代表團徐逸樵來函建議處理留日學生回点辦法」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』17-18頁。
- (73) 台湾國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 020000030933A' 典藏「ilm番号 020-010105-0033-0044x' 一九三八年三月三日～一九五六年九月一七日。「教育部長朱家麟函外交部王世傑關於處理留日學生問題覆請查

照」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』110頁。

(74) 「教育部呈行政院檢呈抗戰期間留日學生甄審辦法及留日學生召回辦法草案等件請鑑核示遵」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』六三—六四頁。

(75) 「教育部長朱家驛函覆駐日代表團張鳳舉關於召回留日學生名單」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』二七—二九頁。

(76) 「駐日代表團張鳳舉電報教育部長朱家驛留日学生回国事項」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』二一—二二頁。

(77) 台灣國史館所藏中華民国外交部檔案「留日學生」入藏登錄號 020000030933A、典藏ファイル番号 020-010105-0033-0092x～0093x' 一九三八年三月二日～一九五六年九月一七日。

(78) 「行政院令教育部拏呈送抗戰期間留日學生甄審辦法等件准予備案」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』六四—六五頁。「教育部令公布制定抗戰期間留日學生甄審及び留日學生召回辦法」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』六五—六九頁。

(79) 「學生召喚どうなる」『中華留日學生報』一九四七年五月一日。元留日學生郭承敏へのインタビュー、110—1年九月二一日、天津。

(80) 「教育部令公布制定抗戰期間留日學生甄審及び留日學生召回辦法」林清芬編『台灣戰後初期留學教育史料彙編 留學日本事務（一）』六五—六九頁。

(81) 王雪萍「戦後期日本における中国人留学生の生活難と政治姿勢をめぐる葛藤——救済金問題を事例に——」。

(82) 台湾国史館所蔵中華民国外交部档案「駐日代表團第三組工作報告」入藏登錄號 02000001227A、典藏ファイル番号

020-010121-0008-0250a、一九四七年五月五日～一九四八年八月一八日。「駐日代表団電教育部造具三十六年度應行召回之留学生經費概算表三份請鑑核転呈賜撥」林清芬編『台灣戰後初期留学教育史料彙編 留学日本事務（一）』七三一七五頁。

(83) 「教育部令公布留日学生資格甄審委員會組織規程」林清芬編『台灣戰後初期留学教育史料彙編 留学日本事務（一）』七六一七七頁。「留日学生資格甄審委員會主任委員和各委員與留日学生資格甄審委員會召開第一次會議函請出席」林清芬編『台灣戰後初期留学教育史料彙編 留学日本事務（一）』七八一八〇頁。

(84) 「行政院指令教育部留日學生應由駐日代表團設法使其搭運我国易貨物資船隻回国所請結撥召回經費外匯應毋庸議」林清芬編『台灣戰後初期留学教育史料彙編 留学日本事務（一）』八四頁。

(85) 「駐日代表團張鳳舉函行政副院長朱家驥檢呈救濟留日學生辦法請行政院及教育部核准經費」林清芬編『台灣戰後初期留学教育史料彙編 留学日本事務（一）』一七四一二八〇頁。

(86) 「駐日代表團張鳳舉函行政副院長朱家驥檢呈救濟留日學生辦法請行政院及教育部核准經費」。

(87) 「駐日代表團電報教育部辦理留日學生救濟經過情形」林清芬編『台灣戰後初期留学教育史料彙編 留学日本事務（一）』三〇一一三〇四頁。

(88) 王雪萍「戦後期日本における中国人留学生の生活難と政治姿勢をめぐる葛藤——救済金問題を事例に——」。王炳根「吳文藻、冰心日本帰國記」『檔案春秋』一〇一三年九月、一四一八頁。

(89) 楊子震「帝国人民から在日華僑へ——渋谷事件と戦後初期在日台湾人の法的地位」。何義麟『三・二八事件・「台湾人」形成のエスノポリティクス』東京大学出版会、一〇〇三年。何義麟「戦後台湾人留学生の活字メディアとその言論の左傾化」。

- (90) 楊子震「帝國人民から在日華僑へ——渋谷事件と戦後初期在日台灣人の法的地位」。台灣国史館所蔵中華民国外交部档案「在外台僑国籍問題」入藏登錄号 020000001134A、一九四五年一〇月一六日—一九四八年八月二十八日。「駐日代表團
張鳳舉函陳教育部長朱家驥留日台籍学生留学經費等八項事」林清芬編『台灣戰後初期留学教育史料彙編 留学日本事務 (一)』一一一一四頁。

- (91) 王炳根「吳文藻、冰心日本帰国記」。楊子震「中國駐日代表團研究——初探戰後中日・台日關係之二元架構」。
(92) 王雪萍「戦後期日本における中国人留学生の生活難と政治姿勢をめぐる葛藤——救済金問題を事例に——」。王炳根
「吳文藻、冰心日本帰国記」。
(93) 王雪萍「留日学生の選択——〈愛国〉と〈歴史〉」。

『近現代中國人日本留学生の諸相
——「管理」と「交流」を中心』 神奈川大学人文学研究所編・大里浩秋・孫安石編著／抜刷

(御茶の水書房・二〇一五年三月二一日発行)

救済・召還をめぐる国府の中国人留日学生政策の迷走

——中華民国外交部・教育部档案を手がかりに

王雪萍